随意契約に附する理由書

工事名：大阪府営吹田桃山台第２期住宅（建て替え）第３次造成工事

本工事は、現在施工中の大阪府営吹田桃山台第２期高層住宅（建て替え）新築工事（以下「新築工事」という。）の建設地内において造成を行う工事である。

本府における工事発注については、「中小企業者向けの官公需確保のための基本方針（大阪府）」に基づき、原則として分離・分割発注に努めることとしており、本工事についても、新築工事に影響のない時期に別途発注する予定としていた。

しかし、令和７年度の変更基本設計において、吹田桃山台住宅全体の建て替え計画が見直され、本工事範囲に隣接する活用地が第３期建て替え事業の計画地となったことに伴い、計画地盤高さの調整等により、本工事の発注予定時期に遅れが生じた。

また、新築工事では、令和８年８月から工期末にかけて本工事範囲の外構を施工する予定であることから、新築工事の受注者以外が本工事を施工した場合、作業ヤードの確保、工事車両の進入及び工程調整が困難となる。その結果、新築工事を契約工期内に完成させることが難しくなり、入居スケジュールに大きな支障が生じるおそれがある。

このため、本工事については新築工事の受注者に発注することにより、作業ヤードの確保、工事車両の進入及び工程調整を円滑に行うことができ、現場内の錯綜を抑えて、安全かつ迅速に施工することが可能となる。その結果、新築工事を契約工期内に完成させることができる。

以上のことから、住宅建築局競争入札参加資格等審査部会に諮り了承を得た新築工事の受注者である中道・三栄特定建設工事共同企業体から見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号の規定に基づき随意契約を締結するものとする。

併せて、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第２項第１号により省略するものとする。

工事名称　：大阪府営吹田桃山台第２期高層住宅（建て替え）新築工事
受注者　　：中道・三栄特定建設工事共同企業体
工事期間　：令和５年12月13日～令和８年10月20日
請負代金額：1,979,864,700円